

基本方針（２）権利擁護事業の普及・推進

【現状と課題】

平成12年の介護保険法の制定や平成15年の支援費制度により高齢者や障がい者は自分で福祉サービスを選択及び契約をしサービス提供をうけることが出来るようになりました。同時に認知能力が不十分とされる人々がサービスを適切に選択し、契約をする権利を保障する必要性があることが提唱されています。

これに伴い認知能力の不十分な方の契約行為や金銭管理の支援として成年後見制度や地域福祉権利擁護事業が創設され実施されています。

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など権利擁護に関する相談は年々増加しており、専門の相談窓口の確立が求められています。

【今後の取り組み】

①地域福祉権利擁護事業の周知

町や地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所や障害者相談支援事業所など関係する事業所への周知を行っていきます。

事業の利用対象者で支援が望ましいと思われる人が事業の存在を知らず、ほとんどのニーズが潜在化しています。支援が必要な人々に適正に支援が行われるよう関係機関等と連携し事業の周知を充実していきます。

②生活福祉資金貸付事業や西多摩福祉事務所との連携

地域福祉権利擁護事業の利用者の中には生活困窮にある方や生活保護受給者もいます。生活困窮者や生活保護受給者は身寄りや知り合い等と疎遠になっていることが多く、権利擁護についての支援も不十分であることが多く見受けられます。

生活福祉資金貸付事業や西多摩福祉事務所と連携し、生活困窮者等の権利擁護について適切な支援を行うことで、地域での自立生活を支援していきます。

-
- ※成年後見制度： 認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な方に対して第三者が金銭や資産の管理及び生活面での保護や支援を行う制度
 - ※地域福祉権利擁護事業： 認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分ではない方と契約し、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などの手伝いを行う事業
 - ※地域包括支援センター： 地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関
 - ※居宅介護支援事業所： 在宅の要支援・要介護高齢者の課題解決や適切なサービス利用ができるよう相談援助やケアプランを作成し支援する事業所
 - ※障害者相談支援事業所： 障がい者（児）やその保護者の課題解決や適切なサービス利用ができるよう相談援助やサービス利用計画を作成し支援する事業所